

共通	○住民票（※未入居の場合は現在の住民票に加え以下のいずれかが必要） ・ 申立書及び家屋の処分方法等記載内容に応じた添付書類（【注】詳細は次ページへ） ・ 宅地建物取引業者が発行する入居見込み確認書 < 認定長期優良住宅の場合 > ○認定通知書及び認定申請書 < 低炭素住宅の場合 > ○認定通知書及び認定申請書 < 住宅以外の部分がある場合 > ○面積内訳が分かるもの（建築士の証明又は平面図等） < 抵当権設定登記のみに証明を使用する場合 > ※保存・移転登記にも証明を使用する場合は不要 ○抵当権の設定に係る債権が家屋の新築・増築・取得によるものか確認できる以下のいずれか一つ ・ 金銭消費貸借契約書 ・ 資金貸付債務の保証契約書 ・ 登記原因証明情報
新築の場合 イ(a,c,e)	○以下のいずれか一つ ・ 登記事項証明書 ・ 表題登記の登記完了証（書面申請の場合は登記申請書も必要） ・ インターネット登記情報提供サービスの登記情報（照会番号付きのもの） ・ 建築確認済証及び検査済証
建築後使用していない場合 （建売住宅） イ（b,d,f）	○以下のいずれか一つ ・ 登記事項証明書 ・ 表題登記の登記完了証（書面申請の場合は登記申請書も必要） ・ インターネット登記情報提供サービスの登記情報（照会番号付きのもの） ・ 建築確認済証及び検査済証（分譲マンションの場合不可） ○家屋未使用証明書 ○取得年月日の分かるものいずれか一つ ・ 売買契約書 ・ 売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書） ・ 譲渡証明書 ・ 登記原因証明情報等
中古住宅の場合 ロ（b）	○登記事項証明書 or インターネット登記情報提供サービスの登記情報（照会番号付きのもの） ○取得年月日の分かるものいずれか一つ ・ 売買契約書 ・ 売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書） ・ 譲渡証明書 ・ 登記原因証明情報等 < 建築年が昭和 56 年以前の家屋の場合 > ○新耐震基準に適合する家屋であることを証するものいずれか一つ ・ 耐震基準適合証明書 ・ 住宅性能評価書 ・ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の保険付保証明書(契約締結が取得日から 2 年以内のもの)

中古住宅 の場合	◇□（b）の必要書類に加えて以下の書類が必要
	○増改築等工事証明書
□（a）	<給水管等の改修工事（第7号工事）の費用が50万円を超える場合>
	○既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の保険付保証明書

【注】 申立書添付書類

<現在の家屋の処分方法の確認>

- ・ 売却する場合 … 現住家屋の売買契約書又は媒介契約書
- ・ 賃貸する場合 … 現住家屋の賃貸借契約書又は媒介契約書
- ・ 借家の場合 … 申請者と家主の間の賃貸借契約書等
- ・ 親族が居住する場合 … 親族が居住する申立書（申請者が現住の家屋に居住しないことの申立）
- ・ 社宅の場合 … 社宅証明